様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　分　名	指定管理者の指定		
根拠法令名	大津市都市公園条例	(条項)第１３条の３第３項	
基準法令名	大津市都市公園条例	(条項)第１３条の３第３項	
所管部署	都市計画部　公園緑地課　管理係		
標準処理期間	１２０日	法定処理期間	一日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　☑全部記載　□一部・項目のみ記載

大津市都市公園条例第１３条の３第３項各号に掲げるとおりとする。

参考

【根拠法令】
○大津市都市公園条例
（指定管理者の指定の手続）
第 13 条の 3
3　市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定管理者を指定するものとする。
(1)　都市公園の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
(2)　都市公園の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
(3)　都市公園の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。